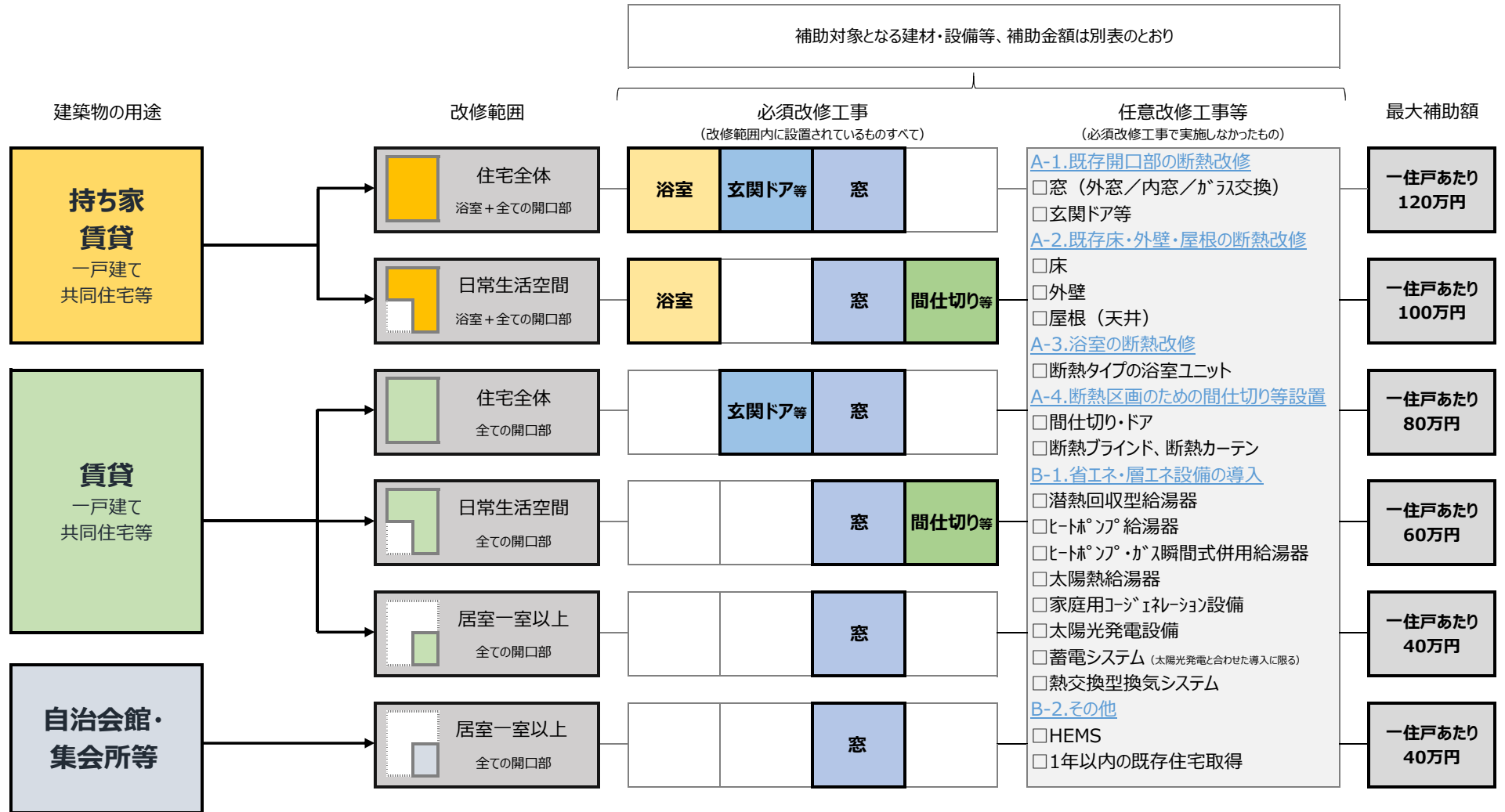


住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度の概要

補助対象は、以下の①、②の両方を満たすもので、建築物の用途及び改修範囲に応じ、必須改修工事を実施するもの。

①横浜市内に存する住宅（一戸建ての住宅にあっては棟単位とし、共同住宅等にあっては住戸単位とする。）、自治会・町内会館及び共同住宅の集会所等。

②耐震性を確保した建築物（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの又は平成18年国土交通告示第185号に準ずる耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの。）



※補助金の交付を受けた場合は、「省令和3年度の省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱」の規定により、市長の求める事業の普及啓発について、協力のご同意をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

※本補助制度は、住宅金融支援機構が提供する住宅ローン【フラット35】地域連携型の利用対象となります。申請いただいた内容が所定の要件を満たした場合は金利引き下げ（当初5年間【フラット35】の金利から年▲0.25%）を受けることができます。